

## 大分大学保健管理センター実習生規程

平成16年12月15日制定  
平成16年学内共同教育研究施設等規程第1号

### (趣旨)

第1条 この規程は、大分大学保健管理センター（以下「センター」という。）において実習生を受け入れる場合に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において「実習生」とは、保健師、看護師等の養成を目的とする公立学校、私立学校又は専門学校（以下「養成機関等」という。）の長からの要請により、センターにおいて実習を行う養成機関等の学生等をいう。

### (申請及び許可)

第3条 センターにおいて実習の実施を希望する養成機関等の長は、あらかじめ実習許可申請書（様式第1号）により申請し、センター所長の許可を受けなければならない。

2 センター所長は、前項の規定により申請があった場合は、センターの業務に支障を及ぼさない範囲で実習許可書（様式第2号）により実習生の受入れを許可することができる。

3 実習生の受入期間は、1年以内とし、受入れを許可する日の属する年度を超えないものとする。

### (実習の期間、方法及び内容)

第4条 実習生の受入期間、実習方法及び実習内容については、センターと養成機関等で別途協議し、定めるものとする。

2 センター所長は、実習内容等に応じて指導者を定め、その指導に当たらせるものとする。

### (実習料)

第5条 センター所長は、養成機関等の長から実習料を徴収するものとし、その額は1人月額4,272円（消費税等を含む。）（日額については214円（消費税等を含む。））とする。

2 前項の規定により難いときは、必要な協議を経た上、別の単価を定めることができるものとする。

3 養成機関等の長は、第3条第2項の規定により実習生の受入れを許可されたときは、振込依頼書により実習料を所定の期日までに納入するものとする。

4 養成機関等の長が実習料を所定の期日までに納入しない場合は、センター所長は実習生の受入れを取り消すことができる。

5 既納の実習料は、返還しないものとする。

### (関係規程等の遵守)

第6条 実習生は、大分大学の関係規程等を遵守し、指導者の指示に従わなければならない。

### (実習の停止等)

第7条 実習生が前条の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、センター所長は当該実習生の実習を停止させ、又は実習の許可を取り消すことができる。

### (実習生の事故等)

第8条 実習生が、その故意又は過失により、施設、設備等を毀損等した場合は、養成機関等の長は速やかに原状に復し、又は当該損害を賠償するものとする。

2 実習中における実習生の負傷又は疾病については、大分大学に過失がある場合を除き、養成機関の長の責めにおいてその処置を行うものとする。

### (実習の報告)

第9条 養成機関等の長は、センター所長に対して、実習の結果等に係る必要な事項について報告を求めることができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、実習生の受入れに関し必要な事項はセンター所長が養成機関等の長と協議して定めるものとする。

附 則 (平成16年学内共同教育研究施設等規程第1号)  
この規程は、平成16年12月15日から施行する。

附 則 (平成26年学内共同教育研究施設等規程第1号)  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年学内共同教育研究施設等規程第6号)  
この規程は、令和元年10月1日から施行する。

年 月 日

殿

所 在 地

養成機関等の名称

養成機関等の長

㊟

実 習 許 可 申 請 書

本機関の学生を貴学において実習をさせたいので、下記のとおり申請します。  
なお、実習中は大分大学保健管理センター実習生規程に定める事項を遵守します。

記

1 実習生の氏名，学年次及び専攻等

2 実習の目的

3 実習期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 実習の内容

年 月 日

殿

大分大学保健管理センター所長

印

実 習 許 可 書

年 月 日付で申請のあった実習生の受入れについて、下記のとおり許可する。  
なお、実習料は別添振込依頼書により期日までに納入してください。

記

1 実習生の氏名

2 実習の内容

3 実習期間 年 月 日から 年 月 日まで